第

5902

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 23日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 確定申告が必要な給与所得者

★:報酬の額が20万円超であれば必要です。 【解説】

サラリーマンは、一般に年末調整で税金を 清算しますので、確定申告は不要なのですが、 次の人は確定申告をしなければなりません。

- ①給与の収入金額が2,000万円超の人
- ②給与を1ヶ所からもらっている人で各種の 所得金額(給与所得、退職所得を除く。③も 同じ)が20万円を超える人
- ③給与を2ヶ所以上からもらっている人で年 末調整をしなかった給与の収入金額と各種 の所得金額との合計額が20万円を超える人 (注)給与等の収入金額から所得控除の合計 額を差引いた金額が150万円以下で、各種所 得金額が20万円以下の人は申告不要です。
- ④同族会社の役員やその親族で、その同族会 社からの給与のほかに、貸付金の利子、店 舗や工場の賃貸料、機械・器具の使用料な どの支払いを受けた人
- ⑤給与について、災害減免法により所得税及 び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶 予や還付を受けた人
- ⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人 の人などで、給与の支払いを受ける際に所 得税及び復興特別所得税の源泉徴収をされ ない人

お尋ねは、②に該当しますので、20万円超 であれば確定申告が必要になります。







